

国立大学法人鹿屋体育大学理事の職務分担について

〔平成16年 8月 5日〕
学 長 裁 定
改正 平成19年 1月30日
平成20年 8月 1日
平成24年 9月20日
平成26年 8月 7日
平成27年 3月27日
平成31年 1月 7日
令和 7年 4月 4日

国立大学法人鹿屋体育大学理事選考規則（平成16年規則第15号）第5条の規定により、理事の職務分担を下記のように定める。

記

理事（教務・学生・研究・国際交流担当）	理事（組織・運営担当）	理事（社会連携担当）
○教育に関する事項 ○学生に関する事項 ○入試に関する事項 ○就職に関する事項 ○国際交流に関する事項 ○競技力向上に関する事項 ○学術研究に関する事項 ○産学連携に関する事項 ○評価（教育・研究関係）に関する事項 ○人事（教員関係）に関する事項	○組織・運営に関する事項 ○経営に関する事項 ○将来計画に関する事項 ○評価（教育・研究関係を除く。）に関する事項 ○人事（教員関係を除く。）に関する事項 ○労務・安全管理に関する事項 ○広報に関する事項 ○情報公開・個人情報保護に関する事項 ○情報処理に関する事項 ○内部統制に関する事項	○社会連携に関する事項 ○大学開放に関する事項 ○同窓会との連携に関する事項 ○男女共同参画推進に関する事項

※理事のうち1人以上が欠員の場合は、その後任が任命されるまでの間は、学長が定めるところにより、当該理事の職務を残りの理事が分担又は担当するものとする。

附 則

この裁定は、平成16年8月5日から施行する。

附 則（平19. 1. 30）

この裁定は、平成19年1月30日から施行する。

附 則（平20. 8. 1）

この裁定は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平24. 9. 20）

この裁定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平26. 8. 7）

この裁定は、平成26年8月7日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則（平27. 3. 27）

この裁定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 7）

この裁定は、平成31年1月7日から施行する。

附 則（令 7. 4. 4）

この裁定は、令和7年4月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。